

(仮称)米流通拠点建設工事公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

つくばみらい市市長公室みらい創生課

目次

1. 目的	1
2. 工事概要	1
3. 工期	1
4. 参加資格要件	1
5. 提案上限額	2
6. スケジュール	2
7. 質問受付及び回答	3
8. プロポーザル参加申込及び技術提案書の作成及び提出について	3
9. 審査方法	5
10. 審査結果の通知	6
11. 失格事項	6
12. 契約手続き	6
13. その他	6
14. 問い合わせ先	7

(仮称)米流通拠点建設工事公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本工事は米の保管、精米、配送等を効率的かつ効果的にワンストップで行える米流通拠点建設工事を行う。本施設は食品衛生施設であり、専門的知識及び高度な技術力を有し、確実かつ迅速な施工を実現する能力を有したものを公募するため、公募型プロポーザル方式により施工者を選定するものである。

2. 工事概要

(1) 工事名

(仮称)米流通拠点建設工事

(2) 工事内容

別紙「設計図書」のとおり

3. 工期

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、契約締結日は議会の議決後かつ地域未来交付金の交付決定後とする。

4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)は、次に掲げる事項の全てを満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産法手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税等の滞納がないこと。
- (6) つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱(平成18年つくばみらい市告示第9号)に規定する指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (8) つくばみらい市内に本店を有する事業者かつ、建築一式工事について、建設業法第15条(昭和24年法律第100号)の規定に基づく、特定建設業許可を受けた事業者であること。
- (9) 当市又は他自治体で同規模程度以上の建築一式工事類似受注実績を有すること。
- (10) 共同企業体で参加申込みをする場合には、以下の要件をすべて満たしていること。
 - ① 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - ② 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - ③ 共同企業体の代表構成員については、上記(1)～(9)の要件を満たし、その他構成員については、上記(1)～(7)及び(8)の特定建設業許可の要件を満たしていること。

5. 提案上限額

1, 267, 200, 000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約額及び予定価格等を示すものではない。

6. スケジュール

10月 2日(金) 実施要領告示、配布
10月 7日(水) 質問書受付期限
10月14日(水) 質問書回答期限
10月23日(金) 参加申込書・技術提案書提出期限
10月27日(火) 参加資格審査結果通知
10月29日(木) プレゼンテーション、審査委員会実施日
11月 5日(木) 結果通知(審査結果、最優先候補者の決定)
11月30日(月) 契約締結予定日
※議会の議決後かつ地域未来交付金の交付決定後
12月 1日(火) 工事開始予定日

7. 質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は以下のとおりとする。

(1) 質問受付

① 期限

令和 8 年 10 月 7 日(水)17 時(必着)

② 提出方法

【様式第 1 号質疑応答書】に記入のうえ、つくばみらい市みらい創生課に電子データ(容量は全体で 10 メガバイト以内)で提出すること。

データ送付先:「14. 問い合わせ先」E-mail

③ メールタイトルは「【事業者名】(仮称)米流通拠点建設工事公募型プロポーザル質問」とすること。

(2) 質問回答

① 回答期日

令和 8 年 10 月 14 日(水)

② 回答方法

市ホームページに掲載する。

8. プロポーザル参加申込及び技術提案書の作成及び提出について

I. 参加申込

- (1) 提出書類: ①「プロポーザル参加申込書」(様式第2号)
② 会社概要書(様式第3号)
③ 一般競争(指名競争)参加資格申請書(入札参加資格登録をしていない場合)

II. 技術提案書

(1) 提出書類

① 技術提案書(様式第7号)

(技術提案書に記載すべき事項)

- ・ 設計図書の工事内容に掲げる各事項を勘案し、建設工事の遂行に向けた具体的な提案をするとともに、「(仮称)米流通拠点建設工事公募型プロポーザル審査基準」(以下、「審査基準」という。)の①～⑧の項目に対応した内容を記載すること。

(技術提案書作成に関する留意事項)

- ・ 技術提案書は、A4縦版、片面、横書き、左綴じを基本とし、図面等は A3横版とする。
- ・ 審査基準①～⑧の順で項目ごとに綴り、インデックス等で分かりやすく表記すること。

- ・ 技術提案書の表紙は様式第8号を使用し、正本には、余白に会社名を表示すること。副本は会社名及び会社を特定できるロゴ等は使用しないこと。
 - ・ 文字サイズは、見やすいフォントで作成すること。
 - ・ 技術提案書は、表紙(様式第8号)記載の添付書類注意事項に注意し、審査基準①～⑧の項目に沿って記載し、簡潔かつ分かりやすいものとする。
- ② 同種・類似工事实績一覧(様式第4号)
- ※同種・類似工事实績件数を全て記入し、契約書の写しを添付すること。
 ※「同種・類似工事实績」とは当市または他自治体で発注された工事を元請けとして、公告日前日までに竣工した工事とする。
- ③ 工事実施体制調書(様式第5号)
- ④ 配置予定技術者等の資格及び実績(様式第6号)
- ※全ての配置予定技術者の施工管理に関する資格者証を添付すること。
- ⑤ 提案見積書(様式第9号)
- ・ 提案見積書に記載する金額は税込とする。
 - ・ 工種ごとの経費がわかるように提案見積内訳書(任意様式)を添付すること。経費は、直接経費及び諸経費の内訳を記載すること。
 - ・ 契約額は、原則として提案見積書に記載の額とするが、最優先候補者との協議による工事内容の変更や施工量の増減等により、再度見積書の提出を依頼する場合がある。

(2) その他

1者1提案とし、再提出は認めない。また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

III. 提出方法等

- ・ 申込期限:令和8年10月23日(金)17時(必着)
- ・ 申込み先:「14. 問い合わせ先」と同様とする。
- ・ 提出方法:持参又は郵送※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ・ 提出部数:
 - ① 参加申込書:各1部、電子データ CD-R(PDF 形式)1部
 - ② 技術提案書:正本1部、副本8部、電子データ CD-R(PDF 形式)1部※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- ・ 提案資格確認結果の通知

- ・ 参加申込みをした者に対して、10月27日(火)までに提案資格確認結果の通知を書面で行う。

9. 審査方法

技術提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れている提案を行ったと認められる者を最優先候補者に選定する。ただし、採点結果が満点の60%未満の場合は、不採用とする。

(1) 審査基準

別紙「審査基準」に記載のとおり

(2) 審査方法

- ① 提出書類及びプレゼンテーションに基づき、審査基準に掲げる項目により採点を行うものとする。
- ② 点数が最も高かった提案者を最優先候補者として選出する。
- ③ 提案者が5者以上となった場合は、審査基準に基づき書類審査を行い、採点順位4位以内の提案者のみがプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。
- ④ 提案者が4者以内の場合は、提出書類による審査は省略するものとする。

(3) 実施日時等

① 実施日時

令和8年10月29日(木)9:00～

※詳細な日程等は、技術提案書受理後に通知する。

② 場所

つくばみらい市役所伊奈庁舎3階会議室(防災対策本部会議室)

③ 所要時間

説明40分程度(準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分)

④ その他

- ・ 入室者は3名以内とする。
- ・ 提出済みの書類について、パワーポイントデータにしてプレゼンテーションを行うことを可能とする。
- ・ プレゼンテーションに必要なスクリーン、プロジェクター、電源は当市で用意する。なお、当市で用意した機材と適合せずプレゼンテーション等に支障が生じた場合、当市は一切関知しない。

10. 審査結果の通知

最優先候補者決定後、速やかに提案者それぞれに書面により通知する。また、最優先候補者、次位の提案者の社名を付して、市ホームページで公表する。
※選考の過程、結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

11. 失格事項

- (1) 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出された「提案見積書」の額が提案上限額を超えている場合
- (3) 不正な行為があった場合
- (4) 提案内容に虚偽があった場合
- (5) その他、実施要領等に定める条件に適合しない場合
- (6) 提出書類とプレゼンテーションの内容に大きな乖離(追加値引き等)がある場合

12. 契約手続き

市は、審査委員会が選定した最優先候補者と工事請負契約締結の手続きを進め、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除する。(契約書の作成)

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合には、契約を結ばないことがある。

※最優先候補者と契約を結ばなかった場合は次点者を最優先候補者として協議を行う。

※契約締結日は議会の議決後かつ地域未来交付金の交付決定後とする。

13. その他

- (1) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 技術提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 工事請負契約及び工事の進め方等については、最優先候補者となった者と別途協議する。
- (5) 参加申込みを辞退する場合は、技術提案書提出期限までに、様式第10号「参加申込辞退書」を提出すること。

14. 問い合わせ先

(1) 担当課名

つくばみらい市市長公室みらい創生課 担当：土田、細田

(2) 住所・電話・FAX・メール

住 所：〒300-2395

茨城県つくばみらい市福田195番地(伊奈庁舎)

電 話：0297-58-2111(内線1406)

F A X：0297-58-5611

E-mail:mirai-s@city.tsukubamirai.lg.jp